

議案第 80 号

専決処分につき承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 179条第 1 項の規定により次のとおり専決処分したから、同法第 3 項の規定により報告し、承認を求める。

平成22年 6 月10日

盛岡市長 谷 藤 裕 明

専決処分書

盛岡市市税条例の一部改正について、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めためたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 179条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成22年 3 月31日

盛岡市長 谷 藤 裕 明

盛岡市市税条例の一部を改正する条例

盛岡市市税条例（昭和25年条例第16号）の一部を次のように改正する。

第44条第 2 項中「及び公的年金等に係る所得」を削り、「前項の規定」を「同項の規定」に改め、同条第 3 項中「及び公的年金等に係る所得」を削り、同条中第 5 項を第 6 項とし、第 4 項を第 5 項とし、第 3 項の次に次の 1 項を加える。

4 第 1 項の給与所得者が前年中において公的年金等の支払を受けた者であり、かつ、当該年度の初日において第45条の 4 の 2 第 1 項に規定する老齢等年金給付（法第 321条の 7 の 2 第 1 項の老齢等年金給付をいう。以下同じ。）の支払を受けている年齢65歳以上の者である場合における前 2 項の規定の適用については、これらの規定中「給与所得以外」とあるのは、「給与所得及び公的年金等に係る所得以外」とする。

第45条の 2 の 2 中「第44条第 5 項」を「第44条第 6 項」に改める。

第45条の 4 の 2 第 1 項中「（法第 321条の 7 の 2 第 1 項の老齢等年金給付をいう。以下この節において同じ。）」を削る。

第45条の 5 第 6 項中「第 2 条第12号の 7 の 5」を「第 2 条第12号の 7 の 7」に改める。

第 139条第 2 項中「47万円を」を「50万円を」に、「47万円と」を「50万円と」に改め、同条第 3 項中「12万円」を「13万円」に改める。

第 146条の 2 の次に次の 1 条を加える。

（特例対象被保険者等に係る申告）

第 146条の 2 の 2 保険税の納税義務者である世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が特例対象被保険者等（法第 703条の 5 の 2 第 2 項に規定する特

例対象被保険者等をいう。第 147条の2において同じ。)である場合には、当該納税義務者は、離職理由その他の事項で市長が必要と認める事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。

2 前項の申告書を提出する場合には、当該納税義務者は、雇用保険受給資格者証(雇用保険法施行規則(昭和50年労働省令第3号)第17条の2第1項第1号に規定するものをいう。)その他の特例対象被保険者等であること的事实を証明する書類を提示しなければならない。

第 147条中「47万円」を「50万円」に、「12万円」を「13万円」に改め、同条第1号から第3号までの規定中「第 703条の5第1項」を「第703条の5」に、「法第 314条の2第2項に掲げる金額」を「33万円」に改め、同条の次に次の1条を加える。

(特例対象被保険者等に係る保険税の課税の特例)

第 147条の2 保険税の納税義務者である世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が特例対象被保険者等である場合における第 140条及び前条の規定の適用については、第 140条第1項中「規定する総所得金額」とあるのは「規定する総所得金額(第 146条の2の2に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第28条第2項の規定によつて計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次項において同じ。)」と、「同条第2項」とあるのは「法第 314条の2第2項」と、前条第1号中「総所得金額」とあるのは「総所得金額(第 146条の2の2に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第28条第2項の規定によつて計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次号及び第3号において同じ。)」とする。

附則第14条の3を削る。

附則第15条の3中「附則第15条第2項、第28項、第33項、第37項、第39項、第40項、第43項、第45項、第49項から第55項まで若しくは第57項」を「附則第15条第1項、第26項、第30項、第31項、第34項、第36項、第40項、第41項若しくは第43項」に改める。

附則第25条の5第1項中「租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」を「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」に、「租税条約実施特例法」を「租税条約等実施特例法」に改め、同条第2項第3号、同条第3項及び同条第5項第3号中「租税条約実施特例法」を「租税条約等実施特例法」に改め、同条第6項中「租税条約実施特例法」を「租税条約等実施特例法」に、「租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」を「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」に改める。

附則第25条の5の2第1項中「租税条約実施特例法」を「租税条約等実施特例法」に改める。

附則第25条の6中「第 703条の5第1項」を「第 703条の5」に改める。

附則第33条中「が租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律

(昭和44年法律第46号。以下「租税条約実施特例法」という。)」を「が租税条約等実施特例法」に、「並びに租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約実施特例法」)」を「並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」)」に、「租税条約実施特例法第3条の2の2第10項」を「租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項」に改める。

附則第34条中「租税条約実施特例法」を「租税条約等実施特例法」に、「租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」を「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成22年4月1日から施行する。ただし、附則第25条の5、第25条の5の2、第33条及び第34条の改正規定は、平成22年6月1日から施行する。

(個人の市民税に関する経過措置)

第2条 別段の定めがあるものを除き、改正後の盛岡市市税条例(以下「新条例」という。)の規定中個人の市民税に関する部分は、平成22年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成21年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 平成22年度分の個人の市民税についての新条例第44条第2項(同条第4項の規定により読み替えて適用する場合を除く。)の規定の適用については、同条第2項中「給与所得以外の所得に係る所得割額を普通徴収の方法によつて徴収されたい旨の記載があるとき」とあるのは、「給与所得及び公的年金等に係る所得以外の所得に係る所得割額を普通徴収の方法によつて徴収されたい旨の記載があるとき、又は当該給与所得者の前年中の所得に公的年金等に係る所得がある場合において平成22年4月30日までに給与所得以外の所得に係る所得割額を普通徴収の方法によつて徴収されたい旨の申出があるとき」とする。

(法人の市民税に関する経過措置)

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中法人の市民税に関する部分は、平成22年4月1日以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

第4条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成22年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成21年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

(都市計画税に関する経過措置)

第5条 新条例の規定中都市計画税に関する部分は、平成22年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成21年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

(国民健康保険税に関する経過措置)

第6条 新条例の規定中国民健康保険税に関する部分は、平成22年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成21年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。